

長野県水道ビジョン検討委員会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 長野県水道ビジョンを策定するに当たり、水道工学、水環境、公営企業経営等の見地から意見を聴くため、長野県水道ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、長野県水道ビジョンの策定の日まで置くものとする。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (1) 長野県水道ビジョンの策定に関する事項
 - (2) その他必要な事項

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、知事が選定する委員をもって構成する。
- 2 委員会は、委員6名以内で組織する。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって決定し、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長代理は、委員のうちから委員長の指名によって決定し、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、長野県環境部水大気環境課が行う。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。